

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、首都圏への人口の一極集中が止まらない中、依然として過疎地域においては多くの集落が消滅の危機に瀕し、極めて深刻な状況である。

言うまでもなく、過疎地域は我が国の過半を占め、国土を保全するとともに豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また一方では都市に対する食料や水、エネルギーの供給、あるいは癒やしの場の提供など、多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこうした多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、その機能は今日まで過疎地域の住民の多大な献身によって支えられてきたところである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、来年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域の状況が未だ解決されていない状況においては、引き続き、総合的かつ積極的な支援策を充実・強化していく必要がある。

よって、ここに新たな過疎対策法の制定を、改めて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

島根県雲南市議会